

伊藤之雄著

## 『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』

河西秀哉

一

近年の日本近現代史研究において著しく進展した研究は何かと問われた時、天皇制についてのそれであると答えてもあながち間違いはなからう。そうした研究進展における牽引役の一人が本書の著者、伊藤之雄氏である。本書は、伊藤氏が近年精力的に発表してきた近代天皇制論の集大成とも言える書である。まず目次を示し、大まかに内容を纏めておきたい。

序 論 近代日本の政治慣行と昭和天皇

第I部 天皇・皇族をめぐる政治と制度

第一章 立憲君主制の形成と展開

第二章 政党政治の定着と立憲君主制

第三章 田中義一内閣と立憲君主制の混迷

第四章 浜口雄幸内閣と立憲君主制の動揺

第五章 立憲君主制の空洞化と満州事変への道

第六章 満州事変の勃発と立憲君主制の危機

第七章 犬養毅内閣と立憲君主制の崩壊

第II部 天皇・皇族をめぐるイメージ

第一章 大正デモクラシーと皇族イメージ

第二章 明治天皇の理想化と昭和天皇・皇族イメージ

第三章 浜口雄幸内閣期の天皇・皇族イメージ

第四章 満州事変と天皇・皇族イメージの神秘化

結 論

序論では、天皇制をめぐる史料状況及び研究史が概観され、本書の視点・課題が設定されている。①天皇の行動と「慣行」との関係性の解明、②天皇の行動が政治過程に与えた／与えなかった影響の解明、③イギリスの立憲君主制研究を踏まえた上で、それと天皇制との比較、④牧野伸顕内大臣と元老西園寺公望の動向の比較考察、⑤天皇・皇族イメージの形成とイメージ操作の解明が、具体的課題として提示される。

第I部は近代天皇制をめぐる政治・制度史である。第一章はこれまでの伊藤氏の研究を纏める形で、明治期から原敬内閣期までの立憲君主制の形成と展開過程が論述される。①立憲君主制の制度化・運用にあたり、伊藤博文と明治天皇の果たした役割が大きかったこと（また、最初の本格的政党内閣である原敬内閣もその延長線上にあること）、②大正天皇の存在によって、君主を政治関与させない慣行が形成されたと指摘される。

第二章は、主に裕仁皇太子の摂政就任時期が分析対象である。この時期は、大正デモクラシーの潮流に対応するための宮中改革、皇族のイメージ戦略が、牧野宮相（後の内大臣）を中心として図られた。すなわち、「憲政の常道」といった、イギリスの立憲君

主制に近づくルールが確立されて政党内閣が組織される一方で、牧野が西園寺と提携しながら宮中を掌握して政治権限を強め、同時に裕仁皇太子への教育にも強い影響を与えたことを伊藤氏は強調している。

第三章は、田中内閣期の昭和天皇をめぐる政治問題が詳細に検討されている。①田中首相の姿勢に次第に不信感を持つていった昭和天皇が、宮中側近の支持を背景として、張作霖爆殺事件処理に関する田中内閣の方針を否定し、倒閣に追い込むような強い政治関与（明治天皇でも行つたことのない関与）を行つたこと、②それは、明治を観念的にまで理想化する社会的状況が昭和天皇の教育・人格形成に影響した結果として起きた政治関与であること、③そうした政治関与の結果、国粹主義者・保守主義者の中で調停者としての天皇の権威は失墜し、牧野ら宮中側近への批判は高まったが、西園寺は巧みな言動から調停者としての立場を保ち続けたこと、④天皇に代わつて、国粹主義者らの中では秩父宮ら他の皇族らへの期待が高まったことが解明される。

第四章は、ロンドン海軍軍縮条約をめぐる天皇と政治の問題が検討されている。①田中内閣期の政治関与が波紋を呼んだことへの反省から、天皇は宮中側近を通して間接的に意思を伝達する様式を始める（それは立憲君主制を不安定にする可能性があったと伊藤氏は指摘する）が、条約締結に伴つて鈴木貫太郎侍従長が加藤寛治海軍軍令部長の上奏を阻止したことによつて条約反対派の宮中側近への批判が強まり、それとともに天皇に対する不信へと向かつたこと、②西園寺は公平な調停者として期待されるよう行動するが、条約批准が近づくに宮中側近と同じグループとして条

約反対派から見られていくことが強調される。

第五章は立憲君主制が次第に空洞化していく過程が描かれる。①立憲君主制安定のために天皇は首相を支持しなければならなかつたにもかかわらず、内閣人事に介入するなど、結果として首相権限を弱める行動を取つたこと、そして宮中側近が栄典推薦などの首相権限に強い影響を及ぼすようになること、②内閣が枢密院に強気の態度を取つたこと、そしてロンドン海軍軍縮条約が批准されたことは、天皇を掌握している（と見られている）宮中側近への反発と彼らの影響力の排除を求める国粹主義者・保守主義者の動きへと繋がつたと指摘される。

第六章は、満州事変勃発後の政治過程が検討されている。①明治天皇時代に形成・定着した統帥権慣行は、満州事変勃発後も内閣がそれを主導し得る立場にあつたこと、②しかし若槻礼次郎首相のリーダーシップの欠如や独断越境という統帥権干犯に対して天皇や牧野が弱気の対応しか取れなかつたことから、内閣は統帥権を主導できず、天皇・内閣による陸軍の統制を弱めたこと、③しかし出兵慣行までも変更しようとする陸軍に対しては、宮中側近が中心となつて阻止したことが述べられる。

第七章は立憲君主制の崩壊過程が描かれる。①犬養内閣は首相権力再興を目指したが、牧野は天皇を調停的にすら政治介入させない方針を採り、天皇自身も首相権力を弱める動きをしたため、犬養の目的は成功しなかつたこと、②枢密院・国粹主義者による宮中改革運動も西園寺の支持を得られず実現しなかつたこと、③西園寺が犬養の後継として斎藤実を選んだことから、国粹主義者らは西園寺の公平性を疑問視し、彼への信頼感を捨てたことが指

摘される。

第Ⅱ部はイメージ論である。第一章では、大正デモクラシー期が分析対象となる。①裕仁皇太子渡欧後、大正デモクラシーの潮流に対応し、牧野ら宮中側近は皇太子など皇族へのイメージを「平民」化や「健康」化、「科挙」化していき、マスコミもそれを伝えたこと、②関東大震災以後、こうしたイメージは皇太子よりも秩父宮がリードしたことが明らかにされる。

第二章は、昭和天皇の即位大札前後のイメージが検討されている。①大札後にも天皇の「平民」化イメージが進行していたこと、②明治への回顧気運の高まりから、明治天皇の理想化、現実とは遊離した美化が起こったことが指摘される。

第三章は国粹主義者・保守主義者の中に天皇への不信が形成され始めた時期に、それまでのイメージが修正される様相が描かれる。①天皇に対する不信感を挽回するため、大元帥としてのイメージが強調され、国務に精励する天皇像が打ち出されたこと、②秩父宮ら他の皇族は若干の制限を受けつつも「平民」化イメージを展開し、天皇イメージを補充・リードしたことが述べられる。第四章は天皇イメージを神秘化することで、天皇・宮中側近が軍部などへの統制を回復しようとする過程が検討されている。天皇は大元帥として、また明治天皇と結びつけて神秘化するようなイメージ戦略は実際の天皇の行動との齟齬で成功せず、国粹主義者・保守主義者の天皇への不信はその後に残存したことが指摘される。

結論ではこれまでの内容が整理され、改めて立憲君主制として近代天皇制が把握される。以上が本書の概要である。

本書の研究史的意義は次の三点と考える。第一に、「倉富勇三郎日記」など読解が非常に困難な未刊行の一次史料を丹念に読み解くことで、当該期の天皇をめぐる政治史を詳細に解明し、各グループの動向を立体的に再構成した点である。特に「倉富日記」はこれまでも増田知子氏・永井和氏などによって使用されている（増田知子『天皇制と国家』青木書店、永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』京都大学学術出版会）が、伊藤氏は両氏よりも長い期間の「倉富日記」を検討することで様々な事実を数多く解明しようと試みている。本書に豊富に引用されている「倉富日記」の陸爵・授爵や枢密院顧問官推薦などに関する記述によって、宮中・首相（内閣）・枢密院のパワーバランスが時期によって様々に揺れ動いていたことを説得的に提示している。また、「倉富日記」に見られる倉富・平沼騏一郎ら国粹主義者・保守主義者による宮中側近への批判や潜在的な天皇への不満が次第に顕在化していく過程は、近代天皇制が次第に機能不全に陥っていく事例／要因として興味深い。

第二に、「立憲君主制」の概念を用い、天皇制と他の君主制との国際比較を行おうとした点である。我々はい、イギリスの君主制がウォルター・バジヨット流の「君臨すれども統治せず」であるということを想起しがちである。これに対して伊藤氏は、イギリスの君主が次第に減少させつつもたびたび政治関与を行い、調停者として行動していたという近年のイギリス君主制に関する研究を紹介し、こうしたイギリスの君主制と、明治天皇が藩閥勢力と政党勢力の調停者として政治に関与していたことを比較することで、日本にもイギリスに類似していた立憲君主制が展開して

いたと主張する。伊藤氏の主張に対しては、すでに永井氏や安田浩氏などから批判が寄せられているが（永井前掲書、安田浩氏「座談会 日本近現代史のなかの昭和天皇」『年報日本現代史』第9号）、いずれにせよ伊藤氏による国際比較の必要性の提起によって、天皇制をひたすら日本型特殊なものとして追求するよう一國に閉じた議論ではなく、比較によって他の君主制との類似点が解明され、君主制普遍の問題点を顕在化させることに繋がるだろう。それとともに、国際比較によって他の君主制とは異なる天皇制の特徴を逆照射する効果が期待されよう。

第三に、政治の問題とイメージの問題を一書で検討した点である。近年、天皇制の制度史や政治史・天皇イメージを絶対主義として固定的かつ抽象的な概念には帰結させず、その具体的様相を把握していく、実証的かつ動態的な研究が数多く登場している。

しかしそうした各研究は政治とイメージのどちらかが個別に取り上げられ、両者を総体的に捉える研究やそれぞれを交差させようとする研究はあまりない。正直なところ、評者のこれまでの伊藤氏に対するイメージは一次史料を縦横無尽に搜集して政治過程を詳述する研究者というものであり、本書でイメージ論が展開されることは意外であった。本書の中で伊藤氏はそれぞれの時期の政治的問題との関係の中でイメージの問題を考え、またイメージを与えた政治的問題を論じるなど政治とイメージの交錯する様相を描き出しており、まさに政治とイメージを接点化し、その重なり合う地点の解明を試みている。事象の幅広い検討を通じて当該期天皇制の特質を分析しようとする本書の姿勢は、近年の研究状況を鑑みる時、多くの研究者が見習わなければならない姿勢であ

らう。

しかし本書にも疑問がないわけではない。第一に、田中義一内閣総辞職をめぐる動向についてである。伊藤氏は天皇の田中叱責の原因を、①田中首相への積もり積もった不満、②張作霖爆殺事件処理に関する報告が前後矛盾していたことに対する不信感としている。特に②については、当初、軍法会議による事件責任者の処分を言及していた田中首相が行政処分の方針転換をし、天皇にも事件の真相を隠そうとしたことが原因だと推測する。しかしそうであるならば、なぜ田中内閣を事実上不信任しておきながら行政処理という方針を上奏した白川義則陸相の案を天皇は裁可したのだろうか。伊藤氏はその解答を、「権威に不安も持つ若い天皇には」陸軍を敵に回すような裁可が「容易に踏み切れ」ず（一一〇頁）、「天皇が田中内閣・陸軍を同時に批判する形となる波紋を、田中首相個人への批判に限定することにより、緩和しようとした」と述べるが（一一四頁）、評者はそれに対して疑問が残った。同じ方針に対して一方を批判し、一方は認めるといふ天皇の矛盾した行動をどう評価したらよいかという点がある。本当に天皇は自己の権威不足を認識し、それに伴って陸軍に配慮したのだろうか。自己の権威不足を自覚し、陸軍に妥協せねば反発が起こることを予測できている天皇が、田中を叱責し倒閣に追い込んだ時、やはり自己の権威不足に起因して国粋主義者・保守主義者から反発が起こることをなぜ予測できなかったのかという点、本書の論理では説明しきれないと考える。

もし天皇が自己の権威不足を認識していたなら、①その後の反

発を恐れ、田中・陸軍両者の方針（行政処分）をそのまま裁可する、②両者ともに不信任の意思を示して厳罰案を主張し、強い君主としての像を示すことで自らの権威を高める賭に出る、という選択があり得たはずである。しかし、実際の天皇はその中庸を選択した。天皇は責任者を軍法会議にかける厳罰処分方針を転換させているにも関わらず、自らが撤回した意見を貫徹するよう田中に要求し、叱責したことになる。陸軍には妥協できて田中にはそれができないというのは田中にとって非常に酷な話であり、権威不足を認識している天皇が田中に対してのみ、なぜそのような強気の行動を取ったのだろうか。このように考えると、むしろ天皇は自己に権威があると認識しているからこそ、前後矛盾する上奏をした田中を叱責したと考えた方がよいのではないだろうか。矛盾する上奏をそのまま裁可せよとする田中に、自己の権威が傷つけられたと見たのである。それはまさに、統治権の総攬者としての自己の地位が田中にながしろにされたことへの叱責であった。また、陸軍に不信任の意思を示さなかったのは、白川陸相の上奏が前後矛盾せず、行政処分方針で一貫していたからではなからうか（この点に関しては、永井前掲書にすでに指摘がある）。陸軍はこうした点で君主としての自己の権威を傷つかなかったため、天皇は叱責せずにその案を裁可したのである。陸軍に配慮して天皇が自己の方針を転換させたのかについても、検討の余地があろう。ゆえに、田中内閣総辞職に伴う昭和天皇の行動で責められるべきは、これまでの先行諸研究が指摘しているように、一方で田中を叱責して強い政治関与をしておきながら、一方で陸軍の上奏を受動的に裁可してしまったことではないだろうか。ここで

陸軍の方針を認めてしまったがゆえに、その後陸軍へのコントロールができなくなったのである。

第二に、慣行という概念の問題である。右に述べた田中内閣への天皇の政治関与を例に取れば、天皇は観念化された明治天皇像を教育されたがゆえに正確な政治慣行を学ぶことができず、強く政治に関与できると思いこんでしまったのだと伊藤氏は説明するが、それだけののだろうか。そう疑問に感じるのは、田中首相の辞任に至る動向がそれだけでは説明がつかないと評者は考えるからである。叱責という天皇の強い政治関与がそれまでの天皇では考えられない行動であるとするならば、田中は辞任する必要がなかったはずである。①調整者の立場から逸脱した天皇の行動を無視する、②それまでの慣行のように行動する旨を天皇に諫言する、という選択肢も田中には可能であった。しかし田中は両者とも選択せず、天皇の行動を受容して（もしくは受容せざるを得ず）辞職した。田中の辞職は、天皇が慣行を破って政治的行動を取っても正面から批判できないこと、首相にとつて天皇の支持が必要条件であったことを示している。つまりは、何らかの問題が起こつた時、通常の慣行とは異なつて天皇が自らの意思を表明・行使することは一定程度担保されていたと見ることができると。天皇が強い政治介入を行うためには、それを認めざるを得ない相手方がいなければ成り立ち得ない。そしてそれは、天皇に一定程度の権力が存在していたからこそ可能なものであった。言い換えれば、慣行という概念だけでは説明できない、天皇制の制度や構造の問題がそこには内在されているのである。

また、なぜ天皇が観念的な教育を受けたのかも検討しなければ

ならない問題である。ハーバート・ビックス『昭和天皇』（講談社）は性急に昭和天皇個人の戦争責任を追及しようとするあまり、記述に様々な問題を孕んでいる著作であるが、おそらくビックスが意図していないところで天皇制の制度・構造の問題が示唆されている。それは、天皇が幼少時代から長時間にわたってあらゆる事象を詰め込まれていく、非人間的とも言える帝王教育についてである。天皇は国政の諸問題全般を理解して裁可することを期待され、こうした教育を受けていた。一人の人間にこのような過重な負担を強いるシステムが、近代天皇制の根幹として確立していたことを考える必要がある。それゆえ、政治慣行とは別に、天皇制の構造へのアプローチが不可欠となる。

もちろんこうした事例をもつて、評者は絶対主義天皇制論を主張したいのではない。絶対主義であったならば、この時の天皇の行動は批判されなかったであろうが、実際には伊藤氏が説明したように倉富や平沼ら国粹主義者・保守主義者から反発が出ているからである。しかし、田中に限らずその後も天皇の政治関与を認証してしまう政治家たちが存在していたこと、内心では反発していた国粹主義者・保守主義者たちが天皇に直接注意喚起や批判を展開しなかったことを想起する時、天皇個人には権威不足・不安を感じつつも、政治構造・意識構造として受容してしまう／しなければならぬ彼らの天皇制への隘路が見えてくる。そうした慣行の背後に存在する、天皇制の権威や構造としての天皇制の問題を検討する必要性があるのではないだろうか。

本書四頁には、「踐祚当初から昭和天皇の威信は高くないにもかかわらず、天皇は、張作霖爆殺事件に関連して、田中首相を辞

任させる強い政治関与を行ってしまい、天皇の権力の正当性を著しく傷つけてしまったこと等、天皇の権力基盤の弱さが理解できない」（傍点評者）という文章があるが、本書にはこのように天皇の権力と権威（威信）、昭和天皇個人と権力基盤（構造としての天皇制）の問題が交錯している部分も存在する。近代天皇制を把握する時、天皇の権力と権威、天皇個人と天皇制という制度、それぞれを一度峻別して考えることで問題を整理し（もちろんそれぞれは単純に分けられるものばかりではないが）、それぞれの重なり合う地点を解明する必要があるのではないか。本書は天皇をめぐる政治過程や個人イメージを丹念に検討しており、もう一方の柱である天皇制の構造を課題として設定することで重層的な天皇制把握が可能となったのではないだろうか。

第三に、イデオロギーの問題がある。かつて松尾尊允氏が「政友会と民政党」（『岩波講座日本歴史』近代6）の中で描き出したように、一九二〇年代後半になると二大政党が互いを攻撃するために「国体」問題を盛んに持ち出し、それが国政上大きな意味を持つようになってくる。「国体」は内閣・政党を左右する巨大な権威として存在していたのである。それは、天皇の皇位・天皇制という制度が強化されていく過程であった。となると、こうした「国体」の巨大化・権威化は、立憲君主制に変容を迫ったのではないか、という疑問が生じてくる。言い換えれば、イデオロギーの強化によって天皇や宮中側近の政治行動に関する慣行に何らかの変化がなかったか、ということである。伊藤氏は前著『日本の歴史22 政党政治と天皇』（講談社）の中で、「国体」問題が立憲君主制確立という目標を土台から崩していく動きであったと評価し

ている(二五八頁)が、それ以上の具体的考察はなされていない。このような「国体」問題の隆盛と立憲君主制の崩壊がどう絡み合っているのかという問題は、本書でより深められるべき課題ではなかっただろうか。こうした「国体」というイデオロギーと政治との交錯は、疑問の第二点目にあげた構造としての天皇制の問題とも関わってこよう。本書は、戦後歴史学、特に絶対主義天皇制論を克服しようとする意欲的な著作だけに、イデオロギーを含み込んだ検討によってそれと対峙し、議論を深化させる必要もあつたのではないだろうか。

こうした「国体」イデオロギーの問題はまた、当該期の実天皇制及び天皇・皇族個人のイメージとも密接に関わってこよう。天皇個人よりも皇位が重要視される「国体」イデオロギーが隆盛する時、天皇ほか皇族個人のイメージはいかなるものに変容したのか。また、「国体」としての実天皇制イデオロギーが政治機構・政体としての天皇制イメージにいかに影響したのか。近年、原武史氏が「国体の視覚化」(『岩波講座天皇と王権を考える』<sup>10</sup>)や『皇居前広場』(光文社新書)などの中でこうした問題を積極的に検討しており、伊藤氏がそうした近年の研究動向をどう捉えているのか、興味のあるところである。

第四に、一九二一年の裕仁皇太子外遊が立憲君主制に与えた影響については本書でより検討すべき課題であつたと思われる。イギリスケンブリッジ大学で裕仁皇太子は、憲法学者のタンナー教授からイギリス国王が調節機能を果たしていることなど、イギリス立憲君主制の本質を学んでいる(伊藤前掲書)。また昭和天皇自身、後の一九七九年八月の会見において、時の國王であつたジ

ョージ五世から「立憲政治の在り方」について学んだことが強く印象に残っていると強調している(高橋紘『陛下、お尋ね申し上げます』文春文庫)。昭和天皇は皇太子時代のイギリス訪問時に、まさにイギリスの立憲君主制を目の当たりにしてきたのである。

そうした立憲君主制の本質を学んだ皇太子が、なぜ後に立憲君主制を崩壊させるような行動を取ってしまったのだろうか。彼の中で、三上参次らによる理想化された明治天皇像がイギリスで学んだ立憲君主制を凌駕してしまうのはなぜだろうか。この疑問に答えるためには天皇がイギリスでどのような立憲君主制を学んできたのか詳細に検討する必要があるだろう。裕仁皇太子のイギリス立憲君主制認識が、すでにイギリスの立憲君主制の本質とズレてしまっている可能性もある。または、イギリス立憲君主制を正確に認識した上で、日本の天皇制とそれとはその本質が異なっていると彼が考えたのかもしれない。いずれにせよ、昭和天皇の立憲君主制に対する理解を解明することは、その後の政治過程における天皇の行動をクリアーに説明する前提になるとともに、本書が目指す天皇制と他国の君主制との国際比較にも繋がる重要なテーマである。

付け加えるならば、第一次世界大戦後にドイツ・オーストリア・ロシアなどのヨーロッパ各国で君主制が崩壊し、そうした君主制の危機が天皇制へ波及することを心配されていた時期にこの皇太子外遊が行われたことに注目する必要がある。牧野ら宮中側近はこうした時代状況をどう分析し、崩壊した君主制から逆説的に何を学び、新たな天皇制を構想していったのだろうか。このようにイギリスの君主制のみではなく、ヨーロッパの他の君主制と

の国際比較がこれからの課題として浮上してくるだろう。そうすることで、伊藤氏の主張する日本の天皇制とイギリスの君主制の類似点がより明確になると思われる。

皇太子外遊については、イメージの問題を検討するためにも重要な観点である。本書では、イメージの問題は皇太子外遊以後から検討がなされているが、立憲君主制の確立と展開を総体的に解明するためには政治・制度の問題と同時期から考える必要があったのではないだろうか。皇太子外遊を機に、それ以前伝えられていた皇族イメージはどのように変容したのか。外遊以前の皇族イメージと外遊後の皇族イメージの比較検討が必要であろう。また、皇太子外遊自体もイメージ戦略の一つとして位置づけられるだろう。外遊中の新聞報道の多さ、その内容自身の検討が本書でもなされると、その後の秩父宮外遊時におけるイメージ戦略の問題を考える手がかりとなったのではないだろうか。それとともに、皇太子外遊中にイギリスの立憲君主制がどのように伝えられたのか、それを検討することも、日本における立憲君主制認識を理解する上で重要となってくるだろう。

以上、本書の意義と疑問について述べてきた。伊藤氏が提示した立憲君主制像に対して、評者は未だ自らの近代天皇制像を確立しておらず、それと対峙させた上での書評を試みる事ができなかった。そのため自らの関心ばかりを書き連ね、無い物ねだりをしてしまった感がある。また、誤読・誤解を恐れている。その点は伊藤氏にお詫びするほかない。

最後に、本書を読んで評者自身の研究に触発された点を書くこ

とをお許し願いたい。それは、評者自身の問題だけでなく、多くの研究者にとって課題となる事柄だと考えるからである。まず第一に、天皇制研究の今後についてである。本書評執筆にあたって評者は、伊藤氏が主に批判対象とされている先行研究（安田・増田・永井各氏の著作）を改めて読み直した。もちろん伊藤氏と各氏の見解には隔たりも多く、一朝一夕には埋められない差異も存在している。しかしながら共通点もある。各氏とも近代天皇制を絶対主義として固定的に把握することはせず、各政治過程におけるそれぞれのアクターの言動を丁寧に分析し、そうした個々の把握の積み重ねを通じて近代天皇制の特質を説明しようとして試みている。ゆえに、例えば昭和天皇が強く政治関与をしたり、逆に傍観したりするような、状況ごとに変化するアクターたちの微妙な言動の揺れが各氏の研究では明らかにされている。このように伊藤氏をはじめとする各氏の研究によって、天皇制研究は、戦後歴史学がひたすら繰り返してきた、天皇の政治関与（能動性）や逆にいかに関与しなかったか（受動性）を証明する議論から転換し、状況ごとの動的な変化を丹念に説明していくことによって、さらなる天皇制の本質に迫ろうとするレベルへと研究が進展した。評者のような後学の研究者は、各氏の成果から研究をスタートし、それを克服しなければならぬ。それはかなりの努力と論理を必要とする大変な試みだ、というのが評者の率直な実感である。また、各氏が重要視した個々の事象を説明する手法だけを切り取って、些末な議論に終始することは避けねばなるまい。我々は、伊藤氏をはじめとする各氏が一つ一つの事象から理論立てていった姿勢を見習わなければならないだろう。

第二に、本書の分析視角の多様性や鋭さに起因する、他の時代・地域・分野の研究への広がりについてである。例えば本書は近代天皇制を立憲君主制と位置づけているが、そうであるならば敗戦後の象徴天皇制はどうかという疑問が評者の中に浮かび上がった。政府は、象徴天皇制を「立憲君主制と言っても差しつかえない」と規定している（一九七三年六月二十八日参議院内閣委員会、吉田一郎法制局長官）。しかし伊藤氏の言うように、立憲君主制において君主が政治関与を行うのは当然であるとするならば、象徴天皇制は憲法上は政治関与が認められない（現実として昭和天皇はたびたびそれを繰り返したが）ため、象徴天皇制は厳密には立憲君主制ではない、と言える。そうすると、象徴天皇制とはいったい何なのかという命題が本書を読むことで再び想起され、その問題を解明しようとする評者の意識はより高まった。ま

た、象徴天皇制を検討する上で、近代天皇制からの連続性／非連続性を考える必要があることを痛感させられた。このように本書は、現在の君主制を考える上でも刺激に満ちている。それとともに、本書はイギリス君主制と近代天皇制との比較検討を行うなど日本史・西洋史といった空間的差異を越えた広がりをも有している。専攻地域に関係なく、君主制や国家、近代という時代を考える有益な素材となろう。本書の提起した問題は、日本近代天皇制を研究している研究者に限らず、様々な読者の関心を引きつけるものである。多くの方に一読を勧め、拙い書評を終えることとする。

（A5判 六九二頁 二〇〇五年五月 名古屋大学出版会）

本体九五〇〇円